

議長

農業委員現在数14名、出席14名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和2年度第13回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第6番森田委員さん、第7番梅田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告いたします。

3月11日、農業次世代人材投資事業 就農状況確認

(加藤会長、川口部会長)

: 市役所、市内農地

3月17日、農業次世代人材投資事業 就農状況確認

(加藤会長)

: ホテルエミシア東京立川

3月24日、農業経営者クラブ役員会

(加藤会長、小峰職務代理、各部会長)

: 霞共益会館

議長

次に日程4の議案審議に入ります。それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」9件を上程いたします。なお整理番号1番は石川委員さんに関係するものでございますので、別に先に審議させていただきます。

それでは、会議規則第10条の規定により審議が終了するまでの間、石川委員さんにはご退席いただきます。

[石川委員さんの退席を確認]

議長

それでは、整理番号1番について、担当委員の私から説明いたします。

議長

議席番号14番 加藤です。整理番号1番について、説明します。3月18日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、一団の畑となっております、現在はトラクターにより耕運されている状態でした。今後は緑肥を蒔いて肥やしを作っていくとのことです。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長

以上で、整理番号1番についての説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」1件は原案のとおり証明することに決定いたしました。整理番号1番の審議が終了しましたので、石川委員さんには自席に着席をしていただくようお願いいたします。

[石川委員さんの着席を確認]

議長

それでは、整理番号2番について、引き続き、担当委員の私から説明致します。

議長

整理番号2番について説明します。3月18日、申請人および事務局と現地調査をいたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こち

らは、大根やネギ等が栽培されていまして。こちらには南側にはお茶が植えてあり、北側にはミカンや柿が植えてありました。雑草の管理もしっかりとされておりました。以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長

次に、整理番号3番および4番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号1番 久保田です。整理番号3番について、説明いたします。3月17日に申請人了承のもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらには、栗が植えられておりしっかりと管理をされている状態でした。(地番・地目・面積)、こちらには玉ねぎ、のらぼう、キャベツの他、梅が8本植林されておりました、その根元にはふきが植えられておりました。

続きまして、整理番号4番について御説明いたします。地権者の同意の下、事務局と調査を実施いたしました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは一団の畑となっております、30本の梅が植えられているほか、エンドウ等も栽培されおり管理が行き届いておりました。

以上です。

議長

整理番号5番について、八木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号3番 八木です。整理番号5番について、説明します。3月18日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらにはのらぼうやネギの種まきをしたところでした。今後は、ゴボウと人参等を植える予定とのことです。

続いて(特例適用農地・地番・地目・面積)(地番・地目・面積)こちらには半分ジャガイモが植えてあり、残りの半分にはカボチャを植える予定とのことです。

以上です。

議長

整理番号6番および7番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号4番 野村です。整理番号6番について、説明します。3月17日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、大部分に梅の木が植えられており、一部にブルーベリーが栽培されておりました。梅の木がまだ小さいため木の間のスペースにジャガイモなどの野菜を植える予定とのことです。全体的に畑として問題なく管理をされておりました。

次に整理番号7番について説明します。

3月17日に事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)(特例適用農地・地番・地目・面積)(地番・地目・面積)こちらは梅の木がかつて植えられていた農地で、現在、梅の木は伐採され現在は草刈りなどの管理をされておりました。また、一部にみかんや柿が植えられておりました。今後は梅の木を再度植えることを検討しているようです。

以上です。

議長

整理番号8番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の 福島です。整理番号8番について、説明します。3月17日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、一団の畑となっておりまして、夏野菜等の準備のためしっかりと耕作をされておりました。

以上です。

議長

整理番号9番について、鈴木信義委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の 鈴木です。整理番号9番について、説明します。3月19日に申請人立会いのもと、事務局と調査を行いました。(申請人・住所・氏名)。(特例適用農地・地番・地目・面積)、こちらは、自宅横にある畑でガラス温室やビニールハウスが建てられておりました。温室には、トマト、ナス、トウガラシ等の野菜が育てられておりました。ハウスは今後これらを見通して管理をしていくとのことです。

以上です。よろしく御審議お願いいたします。

議長

以上で、担当委員および事務局の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」9件は原案のとおり証明することに決定致しました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」上程いたします。

なお整理番号1番については、先に事務局より説明がございます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の　　さんが令和2年1月6日に死亡されたため、相続人である　　さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、3月18日に八木委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について八木委員の補足説明はございますか。

委員

特にございません。

議長

整理番号1番について、御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

議長

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の　　さんから、譲受人の　　さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、

譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、米の栽培を行う計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、3月18日に加藤会長と行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

こちらは、譲渡人の　　さんから、譲受人の　　さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど整理番号1番で申し上げたとおりとなりますが、作目としてはレモン等の果樹栽培を予定しております。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、3月16日に川鍋委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番については、担当委員の私から補足の説明をいたします。

議長

当日の調査には息子さんも同伴され、農業に対し積極的な姿勢が伺えました。

以上です。

議長

整理番号2番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番川鍋です。事務局の説明の通りレモンを植えるとのことでした。岩蔵温泉という温泉が近くにあることから、本人は岩蔵レモンというブランドで販売していきたいとのことでした。こちらの土地は約3,000㎡ありますが、今後さらに倍くらいの土地をさらに使って栽培していきたいとのことでした。

以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問が無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件を御説明致します。議案の4ページを御覧ください。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

議案第4号

整理番号1番

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の更新の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は 令和3年4月10日から令和4年4月9日までの1年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございしますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受

ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また作付計画を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、玉ねぎやキャベツの栽培を行う予定になっております。

現地調査につきましては、3月16日に森谷委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、森谷委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

犠牲記番号11番の森谷です。圃場には玉ねぎ等が植えてあり、非常にきれいに管理されておりました。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」 1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について」 1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について」 1 件を御説明いたします。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借および設定の申出があり、農業会議が借受希望者を 30 日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画案の作成の依頼がございました。

《議案参照。読み上げ》

次に、別紙 1 をご覧ください。こちらは、 さんの経営計画書等になります。

次に、別紙 2 をご覧ください。配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律の第 18 条第 4 項の各要件が満たされていることが求められます。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項

はじめに、第 1 号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、本計画は、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経

営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合すると考えております。

続いて第2号「公表されている者であること。」でございますが、権利の設定を受ける者は、東京都農業会議の農地中間管理事業のホームページ上で、農用地等借受希望者一覧で公表されていますので、該当すると考えております。

続いて第3号のイ「農用地の全てを効率的に利用し、事業を行うと認められること」でございますが、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当すると考えております。

続いて第3号のロ「農作業に常時従事すると認められること」でございますが、農作業を行う必要がある日数、年間150日以上、従事すると見込まれますので、該当すると考えております。

続いて、第4号のイとロにつきましては、該当いたしません。

最後に第5号「同意が得られていること」でございますが、利用配分計画案を確認いただき、同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって各号と照合した結果、許可要件をすべて満たしていると考えます。

現地調査につきましては、3月16日に川鍋委員さんで行いまして、本計画で支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。整理番号1番について、川鍋委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号2番の川鍋です。サトイモ、トウモロコシなどの露地野菜を栽培しております。適正に管理をされており、特に問題はございませんでした。

以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件を上程いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。

(所有者・地番・面積を読み上げる)

はじめに、農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、《議案第6号 別紙1》のとおり、山林の様相等を呈している場合には、非農地状態であることを、農業委員会が証明するものでございます。

本件につきましては、《議案第6号 別紙2》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。

現在は当該地のすべての筆について、雑竹木が繁茂しており、非農地状態であることが確認できました。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても非農地であることを確認いたしましたので、非農地証明を行いたいと考えます。

なお、地区担当委員の小峰委員と現地調査を行うとともに、加藤会長・川口土地部会長には現地状況について、非農地であることを説明しております。

また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。整理番号1番について、小峰委員さんの補足説明は何

かございますか。

委員

議席番号10番の小峰です。こちらの場所は急な山の裾野にございまして、畑の面影は全くございませんでした。2、30センチの広葉樹が茂っており、山林状態であるということを確認いたしました。

以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農業委員会による非農地証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、2件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、2件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、

1 1 件で 3 ページから 4 ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」は、1 件で 5 ページに記載されたとおりです。

次に「租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 1 項の規定による証明について」は、1 件で 6 ページに記載されたとおりです。

最後に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」については、1 件で 7 ページに記載されたとおりです。

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了致しました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後 16 時 15 分から開会致します。